

# 新たな介護保険施設の概要

- 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設する。
- 病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。

## 新たな介護保険施設の概要

名称	介護医療院 ※ただし、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用することとする。
機能	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する。（介護保険法上の介護保険施設だが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づける）
開設主体	地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの非営利法人等

- ☆ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。
- ※ 具体的な介護報酬、基準、転換支援策については、介護給付費分科会等で検討。

# 慢性期の医療・介護ニーズへ対応するためのサービス提供類型(イメージ)

